

建築基準法の改正に伴う受付日に関するお知らせ

令和7年1月

お客様各位

一般財団法人 福岡県建築住宅センター

日頃より、当センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

建築基準法・建築物省エネ法の改正（令和7年4月1日施行）に伴い、改正前後の期間は多数の建築確認申請が想定されますので、3月末までに着工する建築物等について、受付に関するスケジュールをご案内させていただきます。

- 工事着手予定日が、令和7年3月31日までの建築物（現行基準を適用）
 - ・ 原則、すべての建築物について事前審査によるお預かりとさせていただきます。
 - ・ 審査内容により3月中に交付できない場合があることをご了承ください。

【受付期限】

- ◇ 建築基準法施行令第10条の確認の特例があるもの：令和7年2月28日(金)まで
- ◇ 建築基準法施行令第10条の確認の特例がないもの：令和7年1月31日(金)まで

- 工事着手予定日が、令和7年4月1日以降の建築物（改正後の基準を適用）
 - ・ 令和7年3月31日までの申請については、すべての建築物について事前審査によるお預かりとさせていただきます。

【受付開始日】

- ◇ 事前審査の受付：令和7年2月3日(月)より
- ◇ 本申請の受付：令和7年4月1日(火)より